

婦人相談所設置要綱

〔昭和38年3月19日 厚生省発社第35号
各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

〔一部改正〕昭和47年5月15日

昭和60年5月18日厚生省社第452号

昭和62年3月9日厚生省社第145号

平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号

第一 目的

この要綱は、売春防止法第三十四条の規定により設置される婦人相談所（以下「相談所」という。）の職員の配置及び構造設備の基準を定め、もって婦人保護事業の実施に遺憾のないようにするものであること。

第二 職員

1 職員の設置等

相談所における職員の設置及び任用については、婦人相談所等に関する政令（昭和32年政令第56号）第一条及び第二条に規定されているところであるが、相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。

また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。

なお、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所や施設等と兼務することも差し支えないこと。

2 職員の職務分掌

(1) 所長

職員を指揮監督し、相談所における業務の全般についてその責に任ずること。

(2) 相談指導員

相談、調査、指導、一時保護、婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定に関する事務並びに啓発活動を担当すること。

(3) 判定員

心理学的判定及び職能的判定を担当すること。

(4) 医師

医学的判定及び相談所における診療を担当すること。

なお、嘱託医師は、少なくとも週一回は定期的に、その他必要に応じて来所し、

前記業務を担当すること。

(5) 事務員

受付、会計経理、統計事務、遺留金品の保管及び他の職員の所管に属さない事務を担当すること。

(6) 一時保護所職員

一時保護所に関する業務を担当すること。

第三 構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室

イ 事務室

ウ 相談室

エ 診療室

オ 判定室

カ 宿直室

キ 便所

(2) 一時保護関係

ア 居室

イ 浴室

ウ 洗面所

エ 食堂

オ 調理室

カ 洗濯場

キ 便所

ク 指導員室

(3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

ア 入所者一人当り居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。

イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。

ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。

エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

- ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。
- イ 調理室、浴室等の火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で被覆すること。

第四 非常災害の対策

消火器、防火用水等の消火設備及び非常口、非常階段等の避難設備を設けるほか、必要な警報設備を設け、また、定期的に屋内配線の点検を実施し、随時煙突と屋根、壁等の接触箇所の点検を実施すること。

第五 帳簿及び記録

相談所に備えなければならない帳簿は、次のとおりとすること。

1 管理に関する帳簿

- (1) 当該相談所に関する条例又は規則を記載した書類
- (2) 沿革に関する記録
- (3) 職員に関する記録
- (4) 事業日誌
- (5) 重要な会議の議事録
- (6) 通知及び報告綴

2 利用者に関する帳簿

- (1) 受付台帳
- (2) 婦人保護台帳(相談記録票を含む。)
- (3) ケース番号索引簿
- (4) 収容保護の決定及びその廃止の決定書綴
- (5) 被服等支給台帳
- (6) 遺留金品台帳
- (7) 給食台帳
- (8) 一時保護台帳
- (9) 一時保護関係日誌
- (10) 移送台帳

3 会計、経理に関する帳簿

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 金銭出納簿
- (3) 支出簿
- (4) 収支計算書
- (5) 物品受払簿
- (6) 備品台帳
- (7) その他必要な書類